平成30年4月弘前市農業委員会総会議事録

平成30年4月24日午後2時、弘前パークホテル 4階「ラ・メェラ」に招集する。

出席委員 24名

1番	前田	優考	委員	2番	須藤	秀人	委員	3番	町田	功	委員
4番	山本	修平	委員	5番	三上	悦治	委員	6番	進藤	司	委員
7番	佐藤	剛郎	委員	8番	山内	知人	委員	9番	成田	繁則	委員
10番	石岡	千鶴子	委員	11番	岩谷	裕子	委員	12番	相馬	司幸	委員
13番	小嶋	勇成	委員	14番	木村	芳文	委員	15番	伊藤	公正	委員
16番	小林	政貴	委員	17番	佐藤	耕一	委員	18番	鳴海	忠三郎	委員
19番	木村	司	委員	20番	三上	幸雄	委員	21番	奥元	勝義	委員
23番	櫻庭	潤	委員	24番	白濱	不二男	委員	26番	棟方	健	委員

欠席委員 1名

25番 外﨑 眞司 委員

出席事務局 8名

事務局長	鎌田 雅人	事務局次長	三上 勇造
事務局次長補佐	小堀 正也	事務局主幹兼農地係長	佐藤 祝幸
事務局主幹兼農政係長	髙橋 貢	岩木分室総括主査	澤田 明人
事務局総括主査	小林 明子	事務局主査	田澤 磨美

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第29号 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について

議案第30号 農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について

議案第31号 農用地利用集積計画の決定について

議案第32号 農用地利用集積計画策定の要請について

議案第33号 農用地利用配分計画案に係る意見について

議案第34号 農地・非農地の判断について

報告第12号 農地法第3条の許可取消について

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第14号 市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について

報告第15号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開会時刻 14 時 00 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。
携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。
ながらくお待たせいたしました。
ただいまから平成 30 年 4 月弘前市農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。
総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。

欠席者の通告があります。
議席番号 25 番 外﨑 眞司委員の 1 名であります。
ただいまの出席者数は 24 名で定足数に達しております。
よって、直ちに会議を開きます。

次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。

10 番 石岡 千鶴子委員、11 番 岩谷 裕子委員、12 番 相馬司幸委員、
以上 3 委員を指名いたします。

また、書記には、事務局職員の小林 明子総括主査を任命いたします。

議事に入る前にお願いを申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。

議案第 29 号を議題といたします。

議案第 29 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 29 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3,834 ㎡、畑 7 件 24,043.42 ㎡、合計 7 件 27,877.42 ㎡であります。
また、使用収益権関係は、田 16 件 80,305 ㎡、畑 12 件 86,040 ㎡、合計 28 件 166,345 ㎡ であります。
なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明を省略いたします。

事務局次長　以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る4月16日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。
当日の調査委員は、白濱不二男 副委員長、佐藤耕一 副委員長、山内知人 委員、それに私、町田であります。
3条許可申請について、新規就農による申請2件について事情聴収を行いました。
3ページをお開きください。
所有権関係、受付番号2番について申し上げます。
申請地は申請人の叔父が所有する農地であり、以前から手伝いを行っていましたが、叔父が高齢となったことで、自ら営農するため本申請に至ったと申し述べておりました。
農機具等を叔父から借り受け、叔父の指導の下で営農するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。
続きまして使用収益権関係、受付番号17番について申し上げます。
11ページをお開きください。
申請人は定年後、農業経営者の下でりんご、野菜の農作業全般に従事しておりましたが、色々な野菜を栽培したい思いから、本申請に至りました。
農作業経験は十分あり、農機具等も必要に応じて借り入れるとの事だったため、技術力等、特に問題はないと判断しました。
この他の申請も含め、申請書を審査し、検討した結果、全ての申請において、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号については、いずれも該当しないと認められました。
また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も許可相当であると考えられました。
以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第29号について御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第29号は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第29号は、許可することに決定いたします。

次に、議案第30号を議題といたします。

議案第30号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第30号は、「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可

事務局次長　に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び同法第5条第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑2件616㎡、使用収益権関係が、畑2件2,336㎡であります。

なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。

以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であり、意見なしとの申し出があったことを報告します。

20ページをお開きください。

調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係の受付番号1番及び2番は、農地区分が第一種農地で、原則不許可の農地区分ですが、1番は不許可の例外規定となる、公共性が高いと認められる事業に該当する社会福祉施設の駐車場であること、また2番は、同じく不許可の例外規定となる周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるものであることから転用可能となるものであります。

21ページをお開きください。

使用収益権関係の受付番号1番は、農地区分がその他の第二種農地で、第三種農地や非農地に代替土地がない場合に限り許可できる農地区分ですが、第一種農地の例外許可事由である集落接続に該当することから、代替土地の検討を要せず転用可能となるものであります。受付番号2番は農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外規定となる農用地利用計画において指定された用途に供する施設であることから、転用可能となるものであります。

以上4件は、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められました。

また、いずれも計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。

以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。

以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第30号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第30号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第31号を議題といたします。

議案第31号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第31号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。
提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田4件11,125㎡、畑11件47,831㎡、合計15件58,956㎡であります。
また、使用収益権関係は、田5件28,631.80㎡、畑4件40,633㎡、合計9件69,264.80㎡であります。
なお、内容につきましては、農用地利用調整会議が開催されておりますので、説明は省略いたします。
以上であります。

議　　長　　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　　議案第31号で提案されております、農用地利用集積計画については、去る4月11日、伊藤公正 委員と私、鳴海と事務局職員の出席のもとで、農用地利用調整会議を開催しておりますので、その結果を報告します。
基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されていることから、全てについて、要件を満たしておりました。
さらに、利用権の設定等を受けようとする土地及び、受け手申出者が現に耕作している農用地の位置など、利用条件を検討した結果、農用地の利用の集積並びに、受け手申出者の農業経営の改善、安定に資するものと認められました。
27ページをお開きください。
所有権関係、受付番号13番から28ページ15番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。
30ページをお開きください。
使用収益権関係、受付番号3番から31ページ9番については、農地中間管理事業の実施のため、公益社団法人あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。
以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。
以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第31号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第31号については、委員長報告のとおり決定いたします。

次に、議案第32号を議題といたします。

議案第32号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第32号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。
提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対して要請したいので、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係は田2件12,751㎡、畑7件27,742㎡、その他377㎡、合計9件40,870㎡であります。
また、使用収益権関係は、畑1件1,854㎡であります。
今回提出されました10件につきましては、所有者からの申し出により、地区を担当する農業委員及び推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項の全ての要件を満たす受け手の掘起しと調整にあたった結果、売買が9件、賃貸借1件が整ったものであり、利用集積計画を定めるよう市長に要請することが適当であると認められるものであります。
以上であります。

議　　長　　それでは、議案第32号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第32号は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第32号は、要請することに決定いたします。

次に、議案第33号を議題といたします。

議案第33号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。

事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第33号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。
提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田4件19,225㎡、畑3件30,956㎡、合計7件50,181㎡であります。
なお、この案件につきましても、今回から農用地利用集積計画と同様に、農用地利用調整会議に賦しておりますので、内容についての説明は省略いたします。
以上であります。

議　　長　　農地流動化推進委員長に農用地利用調整会議の報告をお願いします。

推進委員長　　今回提出されました7件につきましては、先の議案第31号で決定されました利用集積計画のうち30ページの使用収益権関係、受付番号3番以降の農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理規定に定める優先順位に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであり、配分計画案は適当と認められました。

以上、報告いたします。

前田優考委員　　〈議事参与の制限に関する旨の申出あり〉

（前田委員退席）

議　　長　　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に41ページ使用収益権関係、受付番号4番について御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　使用収益権関係、受付番号 4 番については、計画案に異議がないものと決定して、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第33号のうち、使用収益権関係、受付番号4番については、計画案に異議がないものと決定いたします。

前田委員の着席をお願いいたします。

（前田委員着席）

議　　長　　それでは、議案第33号のうち、使用収益権関係、受付番号4番を除く計画案について御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第33号のうち、使用収益権関係、受付番号4番を除く計画案については、異議がないものと決定して、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第33号のうち、使用収益権関係、受付番号4番を除く計画案については、異議がないものと決定いたします。

次に、議案第34号を議題といたします。

議案第34号は「農地・非農地の判断について」であります。

議　　長　　事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 34 号は「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第 4（1）及び（2）に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、畑 1 筆 2,394 ㎡であります。
なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。
以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。
45 ページをお開きください。
番号 1 番の土地については、農地法の運用について第 4（4）イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。
以上、報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 34 号について、御審議願います。

御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 34 号は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 34 号は番号 1 番を「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第 12 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 12 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、畑 2 件 13,657 ㎡ であります。
なお、取消理由につきましては、48 ページの取消理由欄に記載のとおり、譲受人の都合により相方連名による取消願いが提出されたことによるものであります。
以上であります。

議　　長　　報告第 12 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第13号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田6件43,232.80㎡、畑10件134,778㎡、合計16件178,010.80㎡であります。
なお、届出理由につきましては、51ページ以降の各届出事由欄に記載のとおり、相続となっております。
以上であります。

議　　長　　報告第13号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第14号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第14号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、5条関係の畑3件1,258㎡であります。
なお、届出理由につきましては、56ページの届出理由欄に記載のとおりであります。
以上であります。

議　　長　　報告第14号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第15号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第15号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。
農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田5件22,737㎡、畑5件29,212㎡、合計10件51,949㎡であります。
なお、解約理由につきましては、59ページの解約事由欄に記載のとおりであります。
以上であります。

議　　長　　報告第15号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了14時33分］